

酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律の施行について

昭和36年6月20日徳防第437号

徳島県警察本部長から本部各部課(校)長、県下各警察署長あて

第38回通常国会において、みだし法律が成立し、昭和36年6月1日法律第103号をもって公布され、きたる7月1日から施行されることになったので、別添警察庁次長通達を参照の上、法の適正かつ効果的な運用を図られたい。

なお、この法律の施行に伴い、昭和35年7月20日徳島県警察本部訓令第14号保護取扱要綱の改正を考慮中であるが、さしあたり法第3条による簡易裁判所に対する通知及び法第7条によるアルコールの慢性中毒者又は、その疑いのある者の保護所長への通報は、警職法第3条による現行の簡易裁判所への保護通知書(要綱様式3号)および精神病者に関する通報(要綱様式4号)様式を準用して行われたい。

別添

警察庁乙保発第10号

昭和36年6月6日

各都道府県方面公安委員会委員長

各管区警察局長 殿

警察庁次長

酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律の施行に

ついて（通達）

第38回通常国会において、酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律(以下「法」という。)が成立し、昭和36年6月1日法律第103号をもって公布され、きたる7月1日から施行されることになった。

この法律は、公共の場所もしくは乗物における^{めいていしゃ}酩酊者の行為を規制し、または救護を要する^{めいていしゃ}酩酊者を保護し、アルコールの慢性中毒者の診療を容易にする等の措置を講ずることによって、過度の飲酒が個人的および社会的に及ぼす害悪を防止しようとする意図のもとに制定されたものである。

この法律は、社会教育立法として、また、^{めいていしゃ}酩酊者の保護、処罰、住居への立入りおよび診療等に関する事項をまとめて規定したものである。その概要は、下記第1のとおりであって、警察官の職権職務に関する規定が少なくないので、法の解釈および運用等について指導教養の万全を図り、法の円滑な施行に備えられたい。また、施行後は、下記第2の諸点に留意し、法の適正かつ効果的な運用を図られたい。

記

第1 法律の概要

1 法律の目的が明確に規定されたこと（第1条）。

法第1条には、この法律の目的とするところが、明確に規定されている。すなわち、この法律は、^{めいていしゃ}酩酊者の行為を規制し、または救護を要する^{めいていしゃ}酩酊者を保護する等の措置を講ずることによって、過度の飲酒が個人的および社会的に及ぼす害悪を防止し、もって公共の福祉に寄与することを目的とされているのである。

2 飲酒上の心構えが規定されたこと（第2条）

法第2条には、いわゆる倫理規定として、飲酒上の心構えが規定されている。

すなわち、国民は、飲酒を強要する等の悪習を排除し、飲酒についての節度を保つように努めなければならないとされているのである。

3 ^{めいていしや} 酩酊者の保護の規定が設けられたこと（第3条）

法第3条には、^{めいていしや} 酩酊者が公共の場所または乗物において粗野または乱暴な言動をしている場合に、本人のためにする警察官の保護に関して規定されている。

応急の救護を要するでい酔者の保護は、これまで警察官職務執行法（以下「警職法」という。）第3条の規定に基づいて行われてきたが、警職法第3条の規定によっては保護することができない^{めいていしや} 酩酊者を保護するために設けられたのが、この規定である。

法第3条による保護は、その要件および期間については警職法第3条による保護と若干相違するが、保護した場合における手続は同様である。

4 ^{めいていしや} 酩酊者の公衆に迷惑をかけるような著しく粗野または乱暴な言動（以下「迷惑行為」という。）について罰則が設けられたこと（第4条）。

法第4条には、公共の場所または乗物における公衆に対する^{めいていしや} 酩酊者の迷惑行為について拘留または科料を法定刑とする罰則が設けられた。

なお、法第4条には、軽犯罪法第2条および第3条の規定と同様に、情状により、刑を免除し、または拘留および科料を併科することができる旨の規定と、教唆者および^{ほう} 幫助者を処罰する旨の特別規定とが設けられた（第4条第2項および第3項）。

5 法第4条第1項の罪の現行犯に対する警察官の制止に関する規定が設けられたこと（第5条第1項）。

法第5条第1項は、「警察官は、前条第1項の罪を現に犯している者を発見したときは、その者の言動を制止しなければならない。」とし、警察官に法第4条第1項の罪の現行犯人の言動に対する制止の権限と義務があることを規定しているのである。

6 警察官の制止に従わない悪質な^{めいていしや} 酩酊者の迷惑行為については、1万円以下の罰金を法定刑とする罰則が設けられたこと（第5条第2項）。

法第5条第2項は、「前項の規定による警察官の制止を受けた者が、その制止に従わないで前条第1項の罪を犯し公衆に著しい迷惑をかけたときは、1万円以下の罰金に処する。」と規定している。これは、反社会性の強い^{めいていしや} 酩酊者に対して、特に厳しく処罰して社会の平穏と秩序を維持しようとする趣旨で設けられたもの

である。

7 ^{めいていしゃ}酩酊者の住居に対する警察官の立入の規定が設けられたこと（第6条）。

法第6条において、^{めいていしゃ}酩酊者が、その者の住居内で同居の親族等の生命、身体または財産に危害を加えようとしている場合に、諸般の状況から判断して必要があると認めるときは、警察官が、警職法第6条第1項の規定に基づきその住居内に立ち入ることができる旨が、規定された。もっとも、この立入権は、この法律によって新たに創設されたものではなく、その法文からも明らかなように、警職法第6条の規定に基づくものである。したがって、本条は、注意的に設けられた規定である。

8 アルコールの慢性中毒者、またはその疑いのある者を保護した場合の通報に関する規定が設けられたこと（第7条）。

法第7条において、法第3条第1項または警職法第3条第1項の規定によって^{めいていしゃ}酩酊者を保護した場合において、その^{めいていしゃ}酩酊者がアルコールの慢性中毒者（精神障害を除く。）またはその疑いのある者であると認めるときは、警察官はすみやかに、もよりの保健所長に通報しなければならない旨が規定された。

9 アルコールの慢性中毒者またはその疑いのある者に対して、保健所長が受診をすすめる、適当な医療施設を紹介できる規定が設けられたこと（第8条）。

法第8条において、法第7条の規定による警察官の通報を受けた保健所長は、必要があると認めるときは、その通報に係る者に対し、医師の診察を受けるようにすすめるなければならないことおよびその場合において、保健所長は、その通報に係る者の治療または保健指導に適当な他の医療施設を紹介することができる旨が規定された。

10 アルコール中毒者等が困窮者である場合においては、生活保護法による医療扶助を受けることができる旨の規定が設けられたこと（第9条）。

生活困窮者に対する医療扶助は、本来、生活保護法の規定によってなされるものであり、したがって、法第9条は第6条の場合と同様、そのことを広く一般に理解、周知させるために設けられた念のための規定であるといえることができる。

11 法律適用上の注意義務に関する規定が設けられたこと（第10条）。

この法律の大部分の規定が、個人の人権と密接な関係を持つものであるところから、その適用にあたっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない旨が、第10条に規定された。

第2 運用上の留意点

1 人権の尊重

この法律に規定されている警察官の職権職務は、個人の人権に関するものが多いので、その執行にあたっては、人権を不当に侵害することのないように留意しなければならない。このことについては、法に明文の規定が設けられているほか、衆議院および参議院において、特に付帯決議（別紙）がなされているという事情も念頭におき、国民の良識によって納得されるような適正妥当な職務執行をするように努めなければならない。そのためには、特に、保護の要件の判断、犯罪構成要件の判断等を慎重に行なう必要がある。

2 この法律による保護と警職法による保護との関係

これまで応急の救護を要するでい酔者については、警職法第3条の規定に基づいて保護を加えてきたのであるが、この法律が成立したことによって、法第3条に規定する保護の要件を満たす^{めいていしゃ}酩酊者に対しては、同条の規定に基づいて保護を加えることができるようになったのである。しかし、法第3条の保護は、その対象としてでい酔者に至らない程度^{めいていしゃ}の酩酊者を含んではいるが、警職法第3条の保護と同様に、「応急の救護を要すると信ずるに足りる相当な理由」のあることをその保護の要件の一つとして規定しているほか、更に「本人のため」という文言が明記されているので、実際には、その大部分が警職法第3条による保護の対象であるでい酔者に該当するものであると考えられる。

警職法の保護の要件とこの法律のそれとをともに^{めいていしゃ}みたしている酩酊者を保護する場合においては、保護に関する基本法の性格をもつ警職法を適用して保護するようにされたい（法第3条第1項の規定は、前記第1 - 3に述べた理由により、警職法第3条第1項の規定に対し補充法の性格を持つものである。）。

なお、法第3条第1項に、「本人のため、応急の救護を要する」とは、本人の生命、身体または財産に及ぶであろう危害を防止するため、とりあえずの救護を必要とするという意味であって、本人の名誉を保全するためというようなものは、警職法第3条第1項による保護の場合と同様、応急の救護の理由とはなり得ないものであるから誤りのないようにされたい。

3 保護の場所

この法律によって^{めいていしゃ}酩酊者を保護する場合における保護の場所について、法第3条第1項は、「救護施設、警察署等の保護するのに適当な場所」と規定している。

同条同項にいう救護施設とは、警察署の組織に属しない保護所をいうものであって、生活保護法第38条にいう救護施設ではないから誤りのないようにされたい。

4 法第3条第4項の規定による簡易裁判所への通知

法第3条第1項の規定によって保護した者については、同条第4項の規定により法定の事項を毎週簡易裁判所に通知しなければならないことになっている。この簡易裁判所への通知は、警職法第3条第5項の規定による通知と同様の方式をもって行うようにされたい。警職法による保護と本法による保護とは、根拠法が異なるので格別の通知書によって通知するのが本則と解されるが、各被保護者について適用した法律を明示しておくならば、便宜上両者を併記した1通の通知書によって行なってもさしつかえないものと一応考えられる。

この点に関しては、関係の簡易裁判所と連絡のうえ、その方式等を決定するようにされたい。

5 法第4条第1項の罪と軽犯罪法第1条第5項または第13号前段の罪との関係

軽犯罪法第1条第5号の罪および第13号前段の罪は、入場者または乗客（第13号前段の罪にあつては、多数の人）に対して著しく粗野または乱暴な言動で迷惑をかけたことを要するとされるのに対し、法第4条第1項の罪は、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野または乱暴な言動をすることによって成立するものであり、現実には公衆に迷惑をかけるという結果の発生を要しないのである。

しかしながら、法第4条第1項の罪は、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野または乱暴な言動をなし、当該公衆に対して現実には迷惑をかけた場合においても成立する。したがって^{めいていしゃ}酩酊者の1個の迷惑行為が、法第4条第1項の罪と軽犯罪法第1条第5号または第13号前段の罪とに該当する場合があります。その場合においては、^{めいていしゃ}酩酊者の行為の規制に関しては、軽犯罪法に対して特別法としての性格をもつこの法律を適用して処理するようにされたい。

なお、法第5条第2項の罪は、法第4条第1項の罪との関係において成立するもので、軽犯罪法第1条第5号の罪または第13号前段の罪との関係においては成立することがないということに注意すべきである。

6 法第4条第1項の罪の現行犯人の言動に対する制止

法第5条第1項の規定により、警察官は法第4条第1項の罪を現に犯している者を発見したときは、その者の言動を制止しなければならないとされたのであるが、ここにいう制止は、その行為の内容に関するかぎり、警職法第5条に規定す

る制止と全く同じものであって、警告とは区別される。

しかしながら、本条の規定は、^{めいていしや}酩酊者の違法な言動をまずやめさせるという趣旨のものであるから、警告を発するだけで、その^{めいていしや}酩酊者が、その言動をやめるであろうと認められる場合においても、必ず制止の措置をとらなければならないというものではない。したがって、そのような場合には、まず警告を発してその言動をやめさせるべきである。

この場合、特に注意すべき点は、^{めいていしや}酩酊者が警察官の警告に従わなかったとしても法第5条第2項の罪は成立しないということである。また、警察官が法第4条第1項の罪の現行犯人を発見した場合において、その現行犯人またはその事態からみて直ちに捜査手続きにはいることが相当であると認められるときは、制止の措置をとることなく直ちに現行犯人に対する捜査手続きにはいることができるものと解される。

法第5条第1項の規定に基づいて制止する場合においては、^{めいていしや}酩酊者の違法な言動をやめさせるために必要とされる限度の制止をなすべきで、必要以上の実力を用いることのないようにされたい。

7 法第7条の規定による保健所長への通報

法第7条の規定による保健所長への通報は、認定のつどすみやかに行なうようにされたい。通報すべき事項に関しては、法律にその定めがないのであるが、最少限、アルコールの慢性中毒者またはその疑いのある者の氏名、住所、職業、年齢およびアルコールの慢性中毒者またはその疑いのある者と認めた理由が必要であると思われる。通報書の様式は、精神衛生法第24条の規定によって通報する場合の通報書の様式に準じて定められたい。

この保健所長への通報は、警察署長が行なうこととし、その方式等に関しては、関係の保健所長と連絡のうえ定めるようにされたい。

8 保護取扱要綱とこの法律による保護

昭和35年3月18日警察庁丙防発第7号の保安局長通達に係る「保護取扱要綱」（以下「要綱」という。）については、この法律の施行に伴う所要の改正を考慮中であるが、その改正は、要綱の適用を受ける保護の一つに、この法律の規定による保護を加えようとするだけであって、この法律施行に伴って、要綱の実質的内容を改正する必要が生じたというものではない。要綱中の警職法第3条第1項の規定により保護するでい酔者の取扱いに関する規定は、そのまま、法第3条

第1項の規定によって保護する^{めいていしゃ}酩酊者の取扱いにも妥当するものである。したがって、法第3条第1項の規定により保護する^{めいていしゃ}酩酊者の取扱いに当たっては、要綱の関係規程に従い、その適正を期するようにされたい。

(別添)注 原文は縦書

酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律に対する
附帯決議(衆議院)

政府は法律の施行に当たって、法の濫用、人権の侵害にわたらないよう慎重を期するとともに、その実効をあげるよう努め、とくに左の点に留意すべきである。

- 一 ^{めいていしゃ}酩酊者の保護、収容、治療等の施設を拡充、完備するため、できうる限りすみやかに予算措置を講ずること。
- 一 未成年者の禁酒については、とくに青少年補導の一環としてその啓蒙に努めるとともに、その取締りの厳正を期すること。

右決議する。

酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律案に対する
附帯決議(参議院)

政府は本法の施行に当たり、左の諸点に留意してその実効に遺憾なきを期すべきである。

- 一 ^{めいていしゃ}酩酊者に対する救護のための応急措置としては、通常必要と認められる限度で客観的な諸要件をも考慮して、慎重なる配慮のもとに行われるべきで、いやしくも人権の侵害または法意を逸脱して濫用にわたることのないよう特に留意すること。
- 一 ^{めいていしゃ}酩酊者の保護施設及びアルコール慢性中毒者の治療、収容施設に対する諸措置は不十分と認められるので、政府はできうる限り速やかにこれが予算措置を講じ、本法の実効を期すること。
- 一 未成年者の飲酒は、心身の健全なる発達を阻害し、非行の原因となる等その弊害は誠に憂うべきものがあるので、これが取締りについては、厳正を期すること。

右決議する。